

倭寇及び被虜人と明海防軍

川 越 泰 博

唐人

一 倭あり、小舟に乗り魚を捉う。我が船を見て來り魚を
売る。余、舟中を見るに、一僧跪きて食を乞う。余、食
を給してこれに問う。僧言う、「我れ是れ江南台州の小
旗なり。去々年虜せられて此に來り、削髮して奴となる。
辛苦に勝えず。官人に隨いて去らんことを願う」と。漕
然として泣下る。倭曰く、「米を給わらば則ち吾れまさ
に此の僧を売るべし。官人買うや否や」と。余、僧に問
う、「汝此の島に來居す。居する所の地名は何ぞ」と。
僧曰く、「吾れ來りて転売せられ、此の人に隨うこと二
年なり。此の如く海に浮かびて居する故、地名を知らざ
るなり」と。

被虜の唐僧舟底に跪き 哀々と食を乞い蝦辛を訴う 釜を執
る老賊は頭を回らして語る 米を給わらば吾れまさに此の人
を売るべしと^①

右の記事は、一四二〇年（日本応永二十七年・朝鮮世宗二年・
明永樂十八年）、日本への使節として漢城（ソウル）・京都間を往
復した宋希璟が、対馬島西泊に到着後見たという光景を記した有
名な一節である。

一四一九年（日本応永二十六年・朝鮮世宗元年・明永樂十七年）、
日本では応永外寇、朝鮮では己亥東征と呼んでいる事件が発生し
た。朝鮮が倭寇の根拠地をたたく目的で、対馬を攻撃したのであ
った。これに対して、室町幕府は、朝鮮の真意を探らせるため、
大藏経求請に託して、無涯亮倪・平方吉久を使者として朝鮮に送
った。翌一四二〇年、朝鮮は要求通り大藏経を与えるとともに、
文臣宋希璟を日本回礼使として無涯らの帰國に同行させた。希璟

は閏正月十五日にソウルを出発し、四月二十一日京都に到着、六月十六日將軍尼利義持に謁見した後、同二十七日京都をたち、十月二十五日ソウルに帰着した。この間九カ月余りの見聞や行動を、五言や七言の漢詩と散文の序という形式で記録し、復命後これらをまとめて一書としたものが『老松堂日本行録』^②であり、本書は、当時の日本社会の実情を詳細に記した貴重な史料として評価が高い。

さて、右の記事は、この『老松堂日本行録』の一節である「舟中雜詠五首」の中の「唐人」という項であるが、この被虜唐僧に關する部分は、秋山謙藏氏が昭和八年に發表された「謡曲『唐船』と『倭寇』」（『市村博士古稀記念東洋史論叢』富山房）の中で紹介されて以来、被虜人について触れる場合、常に紹介されるものである^③ということであり、被虜人がいかなる労働に必要で、倭寇に捕えられ、売買されたかということの実態を示す、きわめて数少ない史料として貴重視されている。この史料は、従来このように捕虜になった後の被虜人の存在形態を知る史料として利用されて来たのであって、当該被虜唐僧が倭寇に捕らえられる以前はどのような経歴の人であったのか、あるいはいかなる状況の下で倭寇の捕虜になったのか、などの点には殆ど関心が寄せられていないように思われる。

そこで、以下においては、日明関係史上からみれば、きわめてささいな事柄であるかもしれないが、当時の倭寇をめぐる明の歴史的状况を踏まえつつ、当該被虜唐僧の素性・経歴・倭寇の捕虜となった経緯、ならびにこの被虜唐僧の事例と他の被虜事例との関連性などについて、やや踏み込んだ考察を少しく試みてみたいと思う。

① 宋希環著・村井章介校注『老松堂日本行録—朝鮮使節の見た中世日本—』（岩波文庫、一九八七年）四〇頁。

② 村井氏、前掲書、解説二九—頁。中村榮孝「『月峯海上録』と『老松堂日本行録』」（『日本歴史』第一七三号、一九六三年）、同「老松堂日本行録」（井上本）の景印によせて」（『朝鮮学報』第四五号、一九六七年）。

③ 関周一「倭寇による被虜人の性格をめぐって」（『日本歴史』第五一九号、一九九一年）一三頁。

二

右の記事に言及された最も新しい研究は、一九九一年八月に發表された、関周一氏の「倭寇による被虜人の性格をめぐって」（『日本歴史』第五一九号）である。関氏は、『老松堂日本行録』の右の一節を引用して説明を加えられた後、

右の史料から、被虜人について特に次の三点が注目されよう。

① 中国江南台州の人が、被虜人になり、転売されている。^②

彼は、漁師（海民）に捕われ、使役されている。③彼は、奴になる際、髪を削られ、僧体になっている。そして彼を使役する漁師は、①海に浮かんで生活する者であり、②米との交換で彼を売ろうとしていたのである。（一四頁）

と述べ、被虜人のアウトラインをかなり絞り込まれたのである。宋希璟が被虜人であった当時での有り様は、関氏の指摘された②③の通りであろうが、被虜人の前歴にかかわる①の部分も、同調し得るかという点、これにはやや異議がある。

というのは、この被虜唐人が中国台州の人であるといえるかどうかはなほ疑問があるからである。通常、「台州の人」とあれば、これは台州を出身地とするもの、という意味になると思われるが、右の史料をもって、このように解釈することが正鵠をうるものであるかどうか、実は、問題なのである。なるほど、「我れはれ江南台州の小旗なり。」とあり、原文にも確かに「我れ江南台州小旗。」とある。とすれば、台州の人＝台州の出身者であると断定することに問題は全くないのではないか、との意見が多いと思われるが、決してそのように解釈することはできないのである。関氏は、被虜唐人の身の上にかかわる部分について、

希璟は、食糧を与え、僧の境遇について尋ねた。僧は、自分は中国江南台州の小旗であるが、二年前（一四一八年）に被

虜人となり、ここに来て、髪を削られて奴となった。辛苦に勝えないので、自分を連れていってくれ、と答え、涙を流した。（一四頁）

と訳されているが、「台州の小旗」の小旗についてはどのように理解されたであろうか。関氏の理解は、右に引用した部分からは窺い知ることができないが、この小旗を正しく理解するならば、江南台州の人というふうに断定することは出来ないはずである。

それでは、この小旗について、従来はどのように考えられているのであろうか。それを知る上で最も適切な手掛かりとなるのは、近年『老松堂日本行録』に詳細な訳注を施されて刊行された村井章介氏の文字通りの労作『老松堂日本行録―朝鮮使節の見た中世日本―』（岩波文庫、一九八七年）であろう。「舟中雜詠五首」の中の「唐人」は、村井氏の区分に従えば、校注書の第三六節になるが、「唐人」の項で氏が付せられた注は、「台州」「小旗」・「漕然」の三ヶ所である。今煩を厭わず、それらを引用すると、つぎのごとくである。

台州——現在の浙江省臨海市。同省南部の主要港のひとつ。

小旗——未詳。

漕然——涙のさめざめと流れるさま。

「唐人」の項の、以上のような注の中で、被虜唐人の来歴を知

るうえで最も重要なキーワードとなるものと思われる。「小旗」を、村井氏は未詳とされている。この一節は、先にも述べたように、秋山謙蔵氏が紹介されて以来、被虜人研究においては必ず論及される史料であるということであるから、村井氏の未詳とされた、この「小旗」という用語については、秋山氏の論稿が発表された昭和八年以来、明確な説明がなされることなく、曖昧なまま、やり過ごされて来たということになる。その結果をうけて、村井氏の校注でも、未詳ということになったものと思われる。実際、この記事を初めて紹介されたという秋山氏の論稿「謡曲『唐船』と「倭寇」のなかでは、この「小旗」についての注釈・説明の類いは何もないのである。^①

① 『老松堂日本行録』の該当箇所前後を引用するのに当たって、秋山氏はつぎのように記述されている。「自分はもと江南台州の小旗で、一昨年捕へられて此処へ来、髪を削つて奴となつたのであるが、辛苦にたへないから、何卒費下に随つて去りたい。」（前掲「謡曲『唐船』と「倭寇」」、六二頁。傍点は引用者付。）

三

それでは、小旗とは何か。これは、明代軍制上におけるポストのひとつである。一介の布衣から身をおこし、ついに天下統一をなしとげ、全中国の新たな支配者となった明の太祖洪武帝は、そ

の三十一年に互る治世の間に様々な制度を確立し、王朝盤石の土台を築いたのであるが、それら諸制度の中で、軍事制度の基幹をなすものとして創設したのが衛所制度であった。周知のように、衛所制度は、百戸所（一一二軍）を基礎単位として、その百戸所を十あつめて千戸所（一一二〇軍）を形成し、五つの千戸所で一衛を組織するというのが基本的原則であった。しかし、その原則と異なる衛所も多々見られたが、ともかく、明代初期には全国に衛は三二九、守禦千戸所は六五設置された。ここにみえる衛の総数は、京師に置かれた親軍衛・京衛と地方に設置されたいわゆる外衛とを含めたものであるが、その内訳を見ると、親軍衛は錦衣衛等十二衛、京衛は三十五衛であったということであるから、その残りはすべて外衛であったことになる。このような配置状況にある衛所において、その統括には、衛は指揮使、千戸所は正千戸、百戸所は百戸があたり、それぞれ配下の軍兵を統べたのである。さらに細かく言えば、指揮使の下には指揮同知・指揮僉事があり、正千戸の下には副千戸があり、百戸の下には試百戸があり、さらにその下に総旗があり、小旗がいたのである。小旗とは、このような衛所制度の中に見られるものであるが、総旗は五小旗、つまり五十人の兵を率いていたのであるから、一小旗はその五分の一の兵十人を率いていたのである。

小旗は、このように全くの一兵卒という訳ではなかったが、しかし衛所制度にあつては、衛所官と呼べるのは官品を有するものだけであつた。つまり、上は正三品の官品を有する指揮使から、下は従六品の百戸までであつて、これら以外の総旗・小旗ならびに単なる軍兵は官品も有せず、世襲者のいない場合の退休後の経済的保障制度ともいへべき優養制^⑧などの恩恵に預かれなかつたのである。このように、小旗という身分は、衛所官ではなく、かといつて衛所軍そのものでもないという、言わば衛所官と衛所軍との中間に位置するのであつた。

回礼使宋希璟が対馬島西泊に到着後見たという被虜唐僧は、倭寇に拉致されるまではこのようなポストにあつた軍人であつたのである。このようにかれが以前に就いていたポストが解れば、台州というのは、行政区画としての浙江の台州府をさすのではなく、実は小旗としての地位にあつた被虜唐僧が軍人として所屬していた台州衛のことであると考えなければならぬ。軍人としてのポストにありながら、どこの衛所にも所屬していないということはある得なかつた。明代の戸籍制度の最大の特徴は、職業によつて、その戸籍が軍・民・匠・宦などに大別されていたことである。軍戸は兵部、民戸は州県、匠戸は工部、宦戸は塩課司の各管轄に属し、その統括機関によつてそれぞれ統治されたのである。したが

つて、明の初期に軍戸にいれられた家は、代々軍戸として明末まで続いた訳であり、被虜唐僧が以前に就いていた小旗のポストも祖父や父から世襲したものであつたのであり、それが永楽当時にあつては、台州衛の小旗として配属されていたのである。このように衛所官・衛所軍とも、世襲で継承されていくものであるから、当該被虜唐僧が倭寇につれ去られて行方不明になつたあとも当然、その親族のだけか——優先順位から言えば、嫡長男・嫡長孫↓次嫡男・庶長子の順になるが^⑨——が、後を継ぎ小旗になつたであろう。

衛所官・衛所軍が配属された衛所所在の府・州が、当該衛所官軍にとつての、もともとの本貫地であることは稀である。つまり、台州衛に所屬する衛所官軍の出身地が、同じく台州衛の設置された台州府そのものであるということは、極めて稀なのである。朱元璋、すなわち即位以前の洪武帝が、元末の群雄割拠の時代に勢力を伸張し始めたとき、その最も基本兵力になつたのは、「從軍」あるいは「從征」と称せられる、朱元璋の起兵時から付き従つていた兵力であつた。多くはかれの故郷の濠州とその周辺で集められたものたちであつた。明初に軍戸という籍に入れられた過程を類別すると、右に述べた【Ⅰ】從軍・從征、の外には、【Ⅱ】歸附（元末明初、朱元璋軍によつて削平された群雄および元の降軍）、

【Ⅲ】論究（犯罪によって軍に落とされたもの）、【Ⅳ】築集（民間より徴集したもの）などの方法に分けられる。朱元璋は【Ⅰ】の従軍を核として、その兵力に【Ⅱ】の帰付によるもの、【Ⅳ】の築集によるものなどを包含しつつ、拡大膨張して行くわけであるが、明朝成立後は、天下統一に寄与したこれらの軍兵を、中国全土に分散設置した衛所に再配置したのである。

宋希璟が対馬で会った被虜唐僧の先祖が軍戸に入れられた経緯については解らないが、右の諸方法のいずれで軍戸に入ったとしても、その後も人事異動ともいべき衛所官軍の移換は恒常的であったし、甥である第二代皇帝の建文帝とのまる三年に互る血で血を洗う靖難の役に勝利した永楽帝は、即位後洪武・建文二朝を支えた軍事力としての衛所制度の解体と新政権の軍事的基盤とするべきその再編成という、大きな目論みの中で、積極的かつ意図的に人的な面での大掛かりな全国的規模での配置転換を実行したのである。^④ そのような経緯があったので、当該衛所に、その地元たる府や州を本貫地とするものが所属するという例は、もしあったとしても極めて稀なケースでしかなかったのである。衛所制度のもつそのような歴史的経過からいっても、かの被虜唐僧は、台州衛の所屬ではあるけれども、台州府の出身者であったと断言することは甚だ難しいのである。

以上のごとく、被虜唐僧が、もともと台州衛の小旗であったとすれば、かれはどのような状況下で倭寇の捕虜になったのであろうか。

① 山崎清一「明代兵制の研究（二）」（『歴史学研究』第九三号、一九四一年）二一—二二頁。

② 優養なる用語の概念と実態ならびにその世襲上に果した役割については、拙稿「明代優養制の研究―衛所官研究の一節として―」（『中央大学文学部紀要』史学科第三六号、一九九一年）でやや詳しく考察したので参照されたい。

③ 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」（『中央大学文学部紀要』史学科第三四号、一九八九年）。

④ 『明史』卷九十一、兵志二、衛所。

⑤ 移衛の具体的状況については、拙稿「明代衛所官の来衛形態について―玉林衛の場合―」（『アジア諸民族における社会と文化―岡本敦二先生退官記念論文集―』国書刊行会、一九八四年）、「明代衛所官の来衛形態について―西安左衛の場合―」（『中央大学文学部紀要』史学科第三〇号、一九八五年）を参照。

⑥ 拙稿「靖難の役後における燕王麾下の衛所官について」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、一九九〇年）参照。

四

衛所の中で圧倒的多数を占めたのは、中国全土に分散設置された外衛であるが、この外衛をその機能面からみると、【Ⅰ】戍軍（守城・巡回に従事）、【Ⅱ】屯軍（軍屯の耕作に従事）、【Ⅲ】運

軍（漕運に従事）、【4】班軍（京師に交替で上って勤務する番上、辺境に交替で勤務する番戍）などがあった。外衛の機能は、基本的には、以上の四機能の組み合わせからなっていたのであるが、概括的に見ると、衛所の支配的な機能形態は、【1】守城・屯田、【2】守城・屯田・漕運、【3】守城・屯田・班軍、【4】守城・屯田・漕運・班軍の四類型に集約される。したがって、基本的な衛所の活動形態は、戍軍による守城と衛所の経済基礎をなす屯田であったと言えるのである。勿論、守備活動は一律であった訳ではなく、その衛所の設置された立地条件によって、辺防を主体とするもの、海防を主体とするもの、単に捕盜を主体とするものなど様々であった。

衛所がそのような機能を有するものであるならば、台州衛は、一体その中の如何なる機能を有する衛所であったのであろうか。台州衛の設置された台州は、浙江省の東部沿海にあり、東は東海に臨み、地区内には天台・括蒼山など名山があり、中部を貫流する靈江は台州湾に注ぎ、海岸線は曲折に富み、玉環島をはじめ大小の島が多いという地理的環境を有していたのである。台州衛は、以上のような立地の場所に設置されたのであるから、これは海防体制に組み込まれた沿海衛のひとつであったと考えてもおかしくないであろう。元朝末期から顕著になる海賊・倭寇及び海島に拠

った群雄の跳梁跋扈は、中國の沿海居民を恐怖のどん底に陥れた。そのため、明朝は、建国当初より、海防体制の形成に力を傾注したのであるが、創成期における海防体制は、沿海衛・守禦千戸所・營・水寨・烽候の諸軍事機関よりなっており、その中で中核的機関をなすのが沿海衛であり、守禦千戸所は衛を補充し、それ以外の機関は衛所の前進基地であった。營・水寨・烽候の間においては、編成・組織上の秩序関係は勿論、相互的な軍兵の調撥関係もなく、これらの機関にはいずれも衛所から軍兵が派遣されて機能したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿海衛を中心として、そしてその周辺にさまざまな種類の機関が列置されたのであり、海防体制は、沿海衛の存在なしには存立し得ない性格を有していたのである。^③

台州衛が設置された地域の立地条件を勘案すれば、この台州衛は、海防体制の一翼を担う沿海衛として設置されたと思なしても殆ど問題がないように思われるが、ただこうした海防的機能を担った沿海衛について、具体的かつ総合的な記載の見られる明人鄭若曾の『籌海図編』には、肝心なこの台州衛の名が見えないのである。浙江に設置された沿海衛については、本書の巻五、浙江兵防官考に、「金郷衛、温州衛、海門衛、盤石衛、松門衛、昌國衛、定海衛、観海衛、臨山衛、紹興衛、直隸都司、海寧衛」と、十二

に上る衛の名がみえるが、今問題にしている台州衛の名は見いだせないのである。しかし、浙江に設置された沿海衛のみならず、『籌海図編』のこれら沿海衛に関する記事には全く問題がないわけではない。かつて、筆者は、本書の沿海衛に関する記事に関しては、検討したことがあるが、本書に取り上げられた諸衛については、厳密な批判を要し、また若干脱漏のため追加すべきものもあるようである。右に掲げた浙江設置の諸衛に関して言えば、まず不要なのは直隸都司である。そもそも、浙江において、直隸なる名称はそぐわないし、都司（都指揮司）も下は衛所を統括し、上は五軍都督府に從属した機関であって、自ら固有の軍兵を保有し、その軍兵を率いて出動するということは全くありえなかつたのである。それでは、なぜ『籌海図編』においては、浙江にかかる直隸都司なる名称の機関が設置されていたことになっているのであろうか。『嘉靖浙江通志』卷五十七、經武志、第九之一によると、

沿海特設備倭者曰、……、直隸都司者曰……

とあって、「直隸都司者」は、「沿海の特に備倭を設けし者」と並列的に書かれている。同じく卷十三、建置志、第二之一にも、

浙江都指揮使司、在布政司西、元時為行宣政院、明興、洪武三年都指揮使徐司馬即其地、建杭州衛都指揮使司、八年改今名、……凡衛皆設經歴司鎮撫司左右中前後千戶所、其所之直

隸都司者六、曰海寧守禦千戶所、曰嘉興守禦千戶所、曰湖州守禦千戶所、曰嚴州守禦千戶所、曰金華守禦千戶所、曰衢州守禦千戶所。

とあるが、肝心の傍線を付した部分は、「それ所の都司に直隸するものは六」と読むべきであることは明白である。守禦千戶所の上部機関への從属形態には、【1】衛に隸属する、【2】都司に直接隸属する、【3】直接五軍都督府に隸属する、の三様があった。いま問題にしている「直隸都司」とは、それら三様の從属形態の中のひとつを指すのであり、浙江に設置された総計三八の守禦千戶所のうちで、浙江都司に直接隸属したのが、右に引用した『浙江通志』にみえる海寧守禦千戶所以下の六千戶所であつたのである。したがって、「直隸都司」を、浙江に設置された固有の軍事機関の名称と見ることはできないのである。にもかかわらず、鄭若曾が『籌海図編』の中に誤って入れたのは、依拠した資料を誤読した結果ではないかと思う。鄭若曾は、明の嘉靖年間、倭寇鎮圧に功績のあつた浙直總督胡宗憲の幕下で、倭寇に対する海防書として知られる前記の『籌海図編』のほか、『江南經略』・『海防圖論』・『海運全圖』・『万里海防』・『黄河全圖』・『黄河議』などの著がある著名な地理学者であるが、『籌海図編』に所々不備があるのは否定しがたい。^⑧

さて、それでは脱漏のために追加すべき沿海衛はというと、寧波衛・杭州右衛と台州衛の三衛が指摘できる。寧波衛と杭州右衛については、本稿に直接関係がないのでふれないが、台州衛が海防機能を有する沿海衛であったことを示す史料としては、例えば、『太祖実録』洪武六年七月丙寅の条に、

台州衛兵、出海捕倭、獲倭夷七十四人・船二艘、追還被掠男
女四人。

とあるのや、あるいは、同じく洪武八年四月丙申の条に、

命靖寧侯葉昇、巡行溫・台・福・興・漳・泉・潮州等衛、督
造防倭海船。

とあるのを引用すれば、十分であろう。

以上のように、『籌海図編』には脱漏しているが、台州衛は、倭寇などに対する海防的機能を主とする沿海衛であったのである。かかる沿海衛がその海防活動を遂行して行くうえで最も不可欠であったのが軍船であり、どの沿海衛も定額として一衛百艘程度の軍船を有することになっていた。そして、その軍船を用いて、沿海衛は巡航活動と戦守活動を主任務としたのであった。巡航活動とは、定期的に出海して巡邏を行うことであり、その出海は、風が東北から吹き、倭寇の侵入の最も著しかった、三・四・五月(大汛)と九・十月(小汛)の二期に行われたのである。このような

巡航活動の作戦を指揮する総兵官・副総兵官には、中央から派遣された五軍都督府の高級幹部——都督・都督同知・都督僉事など——や叅臣をもって充てられた。巡航出海軍は、各省でそれぞれ一個を編成し、その規模は、軍船五十艘・軍兵五千人を標準としたのである。一方、戦守活動とは、侵入の諸勢力に対する不時の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、地域を越えて大規模に編成されることもあれば、一衛の規模で戦守することもあり、さまざまな対応の仕方があったようである^⑧。

海防体制の一翼を担った沿海衛の活動の概要は、以上のごとくであるが、このような沿海衛の主たる海防活動を念頭において、台州衛小旗であった被虜唐僧が、倭寇の捕虜となったのは、どのような状況のもとであったかを考えてみると、大体つぎのようなケースが推測される。そのとき、

【1】水寨などの小規模な軍事機関に派遣されて、そこで哨戒や瞭望などの海防活動に従事していた。

【2】大汛・小汛と呼ばれる定期的な出海活動に従事していた。

【3】倭寇侵入という緊急事態が発生し、その防衛のために出軍した。

この三つのどのケースにも可能性がある。というのは、件の被

虜唐僧が捕虜となったのは、「去々年」とあるから、一四一八年（日本応永二十五年・朝鮮太宗十八年・明永楽十六年）のことであるが、この年には、直近の数年の間においては最大のとも言うべき大規模な倭寇の侵入があったからである。そのときの海防軍としての行動様式は、一様に右に上げた【1】【2】【3】のいずれかに該当したと思われる。それでは、件の被虜唐僧は、そのどれに当たるといふと、これを一つに絞り込むための手掛かり材料がないので、判断は留保せざるをえない。

さて、この年に起きた大規模な倭寇の侵入については、『太宗実録』永楽十六年五月癸丑の条に、

金山衛奏、有倭舡百艘賊七千人、攻城劫掠。勅海道捕倭都指揮谷祥・張壽、令以兵策応、又令各衛所固守城池、賊至勿輕出戰、有機可乘、亦不可失、務出万全、又勅福建・山東・広東・遼東各都司及總兵官都督劉江、督綠海各衛、悉嚴兵備。

とあり、七千余の倭寇が却掠しに来たというのである。このことを北京の朝廷に報告してきたのは、南直隸の金山衛であるが、これは金山衛だけが攻略され、損害を被ったということではない。倭寇の沿海攻略のパターンは、一カ所集中主義ではないから、福建・山東・広東・遼東の各都司の広範囲に亘って防備を嚴重にするよう、皇帝の命令が発せられたのである。つまり、金山衛とそ

の周辺を侵略した倭寇は、必ず先を転じて北上、あるいは南下して、さらに攻撃掠奪をほしのままにすることは必定であったのであり、そのため、広範囲に亘る警戒態勢の敷設を命じたのであった。同じく、丙辰の条には、

勅山東都司調馬歩兵官軍八千人、令都督指揮衛青・李凱、統往綠海勅捕倭寇、有功者奏聞陞賞、退避者即斬以徇。

とあって、五月における倭寇の侵入に対する策を講じ、山東都司に對して、本来なら海防とは関係のないはずの八千人の馬歩軍の調撥を命じているが、そのようなもともと軍種的に無関係であるべき軍兵まで動員せざるをえなかったのは、このときの倭寇の侵入の規模がいかに大きかったかを物語るものである。明の海防政策史の観点から言えば、このとき登場した遼東總兵官劉江は、積極的に沿海の海防施設の整備と態勢の立て直しに尽力し、翌年六月、遼東の望海埒で、三十余艘の倭寇船団に對して殆ど壊滅に近い打撃を与えたのであった。

劉江の指揮のもと、明軍はそのような嚇嚇たる大勝利をうるが、これより先の一四一八年（日本応永二十五年・明永楽十六年）における倭寇の侵入に際して、その防衛を命ぜられた海道捕倭都指揮の谷祥は、罪を被って獄に下され、結局獄死したのであった。倭寇の侵入からわずか二年半後の永楽十九年正月のことである。

その直接の罪状は、「祥、倭寇を備禦するに、貪虐をほしいままにし、部属を培剋し、指揮梁海を杖死せしむ」(『太宗実録』永樂十九年正月丁卯の条)とされているが、それはあくまでも表向き
の理由で、実際は倭寇に対する防衛の失敗の責任を問われたのではなからうか。というのは、同じく永樂十九年正月戊子の条によれば、

兵部言、広東都指揮李端、捕倭失機、已就逮。上命選能幹官、
往率衆備倭。

とあり、広東都指揮の李端が倭寇防衛の失敗の責任を問われて逮捕されているからである。

いずれにせよ、一四一八年(日本応永二十五年・明永樂十六年)の倭寇侵入は、大掛かりなものであった。倭寇の北上あるいは南下に備えるために福建・山東・広東・遼東の各都司には敵戒態勢の命令がでたのである。ところが、肝心の南直隸や浙江に勅が下されていないが、それはなぜであろうか。それは、この両地域に對して、倭寇が最初に襲撃の対象としたからであろう。永樂帝は、谷祥と張瑄に、この両地域に對する防衛の責任を命ずるとともに、この両地域からさらに他の地域に倭寇侵略の被害が拡大しないように広東から遼東に及ぶ広い範囲に亙つての敵戒態勢を敷いたものと思われる。とすれば、このとき、浙江の台州衛が、倭寇の襲

撃やそれに対する防衛に全く無関係であったとは到底考えがたく、上記の【1】【2】【3】のような関わり方をしていたとするのが自然ではなからうか。そしてまた、台州衛の軍兵だけは全くもつて何の人的被害も出ず、無傷で済んだとも考えがたく、やはりそれなりの犠牲を強いられたであろう。以上、筆者は、倭寇の捕虜となつて対馬にいて宋希璟がみたという被虜唐僧は、右に述べたような混乱の状況下において、倭寇に拉致された捕虜のうちの一人であつたのではないかと推測するのである。

① 拙稿「明代班軍番上考」(『中央大学文学部紀要』史学科第二号、一九七七年)。

② 『現代中国地名辞典』(学習研究社、一九八一年)三二六頁。

③ 拙稿「明代海防体制の運営構造」(『史学雑誌』第八一編第六号、一九七二年)。

④ 拙稿「明代海防体制の形成について」(『中央大学大学院研究年報』創刊号、一九七二年)参照。

⑤ 拙稿「明代海防体制の運営構造」(前掲)。

⑥ 拙稿「明代海防体制の形成について」(前掲)一七四頁。

⑦ 鄭若曾については、藤田元春「明人の日本地理」(『日支交通の研究』富山房、一九三八年)、田中健夫「籌海図編の成立」(『日本歴史』第五七号、一九五三年)、のち同氏「中世海外交渉史の研究」(東京大学出版会、一九五七年に再録)などがある。

⑧ なお、本書の巻二に登載された日本の朝貢記事の信憑性をめぐる辻善之助・後藤秀穂・小葉田淳・田中健夫氏らの見解については、拙稿「明代海防体制の形成について」(前掲)の補注12(一八一―二頁)で

言及したので参照されたい。

⑨ 海防活動とその実態については、拙稿「明代海防体制の運営構造」
（前掲）参照。

五

右に述べた推論に一定の蓋然性があるとすれば、この一四一八年における倭寇の大侵攻においては、相当数の、倭寇に拉致された捕虜がでたはずである。このときに同時に捕虜となったような事例をわれわれは他に見いだすことができるであろうか。かかる設問に対して直ちに想起されるのが、麴祥と観音保のケースである。この二人も倭寇による被虜人であることについては、『正徳金山衛志』に依拠して、

応永二十五年（永楽十六年・一四一八年）僅か十四歳のとき金山衛に於いて「倭寇」の為に掠奪せられ、更に日本に売却せられた麴祥なる者が、その買主に愛せられて、その座右に留められ、名を元貴と改め、妻子を畜へ、その後宣徳年間に至り、使船に便乗して帰国している。

と述べられている。① 秋山氏が依拠された『正徳金山衛志』の金山衛は、南直隸の松江府にあって、洪武十九年（一三八六年）に安慶侯仇成などの手によって創設された、海防体制を担う、いわゆ

る沿海衛の一つである。② 本衛志の編纂は、正徳十年（一五一五年）に始まり、その二年後に終了した。現在見られる本衛志は、『松江府属旧志二種』に『嘉靖上海県志』とともに収められているが、これは中国の伝真社が、民国二十一年（一九三二年）に正徳十二年（一五一七年）本を影印したもので、このとき伝真社は百部影印し、日本にはそのうち、三部が、東洋文庫・国会図書館・京都大学人文科学研究所にそれぞれ所蔵されている。③

さて、本衛志は、上志・下志それぞれ三巻ずつよりなっている六巻本であるが、秋山氏の依拠された麴祥の伝は、その下志巻二、孝行に収録されている。秋山氏は史料を引用されていないが、論証の必要上引用すると、つぎのごとくである。

麴祥、字景福、其先永平人、永楽初、侍父百戸亮、調任金山、戊戌值倭寇、被虜以去、時年十四、久之転商日本、其主聞祥中国人、召見之、悦留左右、改名元貴、因得力学着名、遂為士官、畜妻子。然乃心未一日忘家國也。屢誦主入貢、宣徳王子与使臣列抵京、上疏陳情言、臣夙昔遭虜、抱髀骨肉痛心、死生路梗、流離困頓、艱虞万状、生還中国、夫豈由人、伏乞賜歸省侍。上柔遠方隆、不欲遽留之、遣令還國。詔諭蕃王、仍給駅誓詣金山。乃知父昔陣亡、惟母存耳。母曰、果吾兒、則耳陰有赤痣、驗之信、然持抱慟哭踰時悲動、隣里咸嘆、異

以為再生、未幾重違。王命別去、祥至日本、啓以聖諭。蕃王允之、仍遣入貢、乙卯達京師、復申前請。詔許襲職歸養。祥母子相失幾二十載。

永平（北直隸）の出身であった麴祥は、永楽の初め、衛所の百戸の職にあった父の麴亮が金山衛に転任したので、それに従って、金山衛に来、戊戌の年即ち一四一八年（日本応永二十五年・明永楽十六年）における倭寇の侵攻の際に掠奪されて日本に転売されたのであった。麴祥がなぜ倭寇に掠奪されたのかについて、秋山氏はなにも言及されていないが、それは、その抛りどころとされた『正徳金山衛志』に直接的な記述が欠けるからであるが、しかしこの麴祥伝を補完する好個の史料が、清・乾隆一七年修の『金山衛志』の中に見いだしうる。本書卷三、職官二、金山衛の項の、金山衛左所百戸の名の中に、麴亮父子の名が見られ、それにいずれも双行の説明が付されており、麴亮については、

永平人、率軍勦海寇陣亡。

とあり、麴祥については、

亮子、従亮勦寇、被虜至日本、帰襲職。

とあるのである。これによって、麴祥が父麴亮に従って出陣したこと、そのとき父の方は陣亡し、子供の方は倭寇の捕虜となったことが知られ、麴祥が捕虜となった年次は、一四一八年であった

から、父の陣亡の年次も、同年の事であったことが判明する。

それでは、なぜ十四歳の麴祥は、倭寇が侵攻してきた時出陣したのであろうか。これを解き明かすためには、麴祥のこの時の地位について考察する必要がある。父の麴亮が百戸であったということは、麴祥の家が軍戸であったことを意味するが、とすると麴祥はこのとき舎人であった可能性が甚だ大きい。舎人とは、衛所の武職を継ぐべき人である。衛所官は世襲制であったので、衛所制度を維持して行くために、必ず現任衛所官のあとを継ぐべき人が決められていたのである。したがって、従来、舎人は「將校の子弟」とか「軍官の子孫」といったような曖昧なものとして解釈されて来たが、^④実際は衛所の武職を継ぐべき人は、基本的には嫡長男、もし嫡長男がいなければ嫡長孫・嫡次男の嫡出のもの、嫡出のものがいなければ庶出のもの、それもいなければ弟・堂弟・姪というように、極めて限定されたものとして解釈しなければならぬのである。勿論、年齢的にもいろいろとバラツキがあり、三歳程度の低年齢の舎人もいれば、三十歳の壮年の舎人もいたのである。したがって、十四歳ですでに舎人であっても少しもおかしくない訳であるが、麴祥も舎人であったからこそ、「父の百戸亮に侍して、金山に調任さる」と表現されているのではなからうか。「調任」とは転任のことであり、百戸である父の麴亮が某衛か

ら金山衛に移衛したために、麴祥も金山衛つぎの舎人になったことを意味している。であるからこそ、麴祥が二十数年後に中国に帰国したとき、金山衛の百戸の職を「襲職」したのである。現任衛所官と舎人との間における交代は、故（死没）か年老（六十歳）か疾（病気）かによって行われたが、生存しているが老・疾などで衛所官職を舎人に譲らざるをえないのを「替」といい、一方、死亡したため、舎人が衛所官職を継いだのを「襲」といったが、麴祥が襲職したのは、父麴亮が陣亡したからであった。日本から中国に帰国した後、百戸を襲職したことについては前述した通りであるが、父の麴亮が陣亡した永楽十六年（一四一八年）から麴祥が帰国し襲職した宣徳乙卯すなわち同十年（一四三五年）までの二十年近い年月、麴氏の百戸は空席であったかというところではない。前引『乾隆金山県志』巻三、職官二によると、百戸は、麴亮→麴賢→麴礼→麴信の順に承継されて来たことが知られる。麴賢は麴亮の弟、麴礼は麴賢の弟、麴信は麴祥の堂弟（父方の従兄弟）であった。このような統柄のものによって、百戸の襲替がなされているのは、まさしく衛所官の世襲制度の「借職」制によるものであり、本来後を継ぐべき嫡出の子がいなく、それが生まれるまでの臨時的措置であったが、麴氏の場合は、建前としては、倭寇の捕虜となった麴祥が戻ってくるまでの一時

的措施としての「借職」であったわけである。そのため、麴祥の奇跡的な帰国の後、本来麴亮の子として、その承継の優先権の最もあるべき麴祥が、父の百戸を継いだ訳であり、百戸の職がかれに「還与」され、その時点で借職していた麴信は、百戸の職を麴祥に「退還」したのである。このような衛所官の世襲制度にもとづく、麴祥の百戸の襲職を踏まえると、麴祥が倭寇の捕虜になる以前は、父麴亮の百戸の後を継ぐべき舎人であったことは全く疑う余地もないのである。本来百戸の職を継ぐべきであった麴祥に戻ってきた百戸の職は、麴祥の後は麴真→麴綱の順に襲替されていったことが、前掲『乾隆金山県志』によって知られるが、その統柄の記載はない。統柄の記載欠如は、借職ではない本来の襲替であったことを意味するのではなからうか。

さて、このとき麴祥は十四歳であったというが、舎人がもし三歳や五歳で、死亡した衛所官の後を継がなければならなくなったとき、そのような幼子がその職務をまっとうできるわけがない。そのため、しかるべき年齢に達するまで、実務は免除されて、継ぐべき衛所官職の俸給のみ全額支給された。これを優給舎人というが、そのしかるべき年齢とは、旧官の子孫が十四歳、新官の子孫が十五歳と決められていた。したがって、旧官・新官の子孫それぞれの襲職の年齢も、前者が十五歳、後者は十六歳と言うこと

になる訳であるが、十四歳という年齢は、旧官の子孫であるならば、優給の最終年齢であり、次年からは実際に衛所官職を継がなければならぬことになっていたのである。しかし、その年齢になつたからといって、無条件に舎人は衛所官職を継ぐことができた訳ではない。当該舎人に関して、その所属衛が保送・保勤すなわち保証・推薦し、本人が兵部に出頭し、兵部は本人自身の人となりや本人に至るまでのその家の武歴を調べ、さらにその舎人が旧官の子孫であるならば、その上に、「比試」という試験をうけて、それに合格することが必要であった。^⑨したがって、十四歳という年齢は、通常ならずでに武芸を一通り習得していなければならぬ年齢でもあったのである。麴祥は、倭寇の捕虜となる以前は、父の麴亮が健在であったから、まだ単に舎人であつただけであるとしても、一四一八年の倭寇侵攻の際には、十四歳という年齢は右に述べたような意味合いをもつものであるので、自主的か強制的かは判断し得ないが、倭寇防衛への参加は十分あり得るものとして考えられるのである。実際、「舎人報功」と称せられて、舎人の地位でありながら、戦いに参加した事例は枚挙にいとまがない。^⑩そのような、舎人でありながらも、戦功をあげると、やはり昇進の対象となるが、その後、*「襲」*にしろ、*「替」*にしろ、*「祖職」*としての衛所官職を継ぐ段になると、自分自身の戦功によって、

つまり「舎人報功」によって得た武職は開除されたのであつた。^⑪

以上のような舎人の存在形態を勘案すれば、倭寇の大侵攻という事態の発生において、舎人の動員が全くなされなかつたとは考えたいのである。件の倭寇侵攻の翌年、金山衛が、倭船が海上を往来していることを報じて来たが、これに対して、永楽帝はすぐに対応策として、嚴重な備えをなすようにと、山東の縁海衛所に勅を下している。この勅の中で注目すべきことは、

命法司、出雜犯死罪以下囚、運轉贖罪、以罪輕重為多寡、運畢、軍民釈放、官吏復職役。〔太宗実録〕永楽十七年六月丁丑の条)

とあつて、海岸線に磚を積み上げる作業に囚人を利用してゐることである。永楽帝が、単なる倭船の海上往来に対して、異常なほどの反応を示して、対応策を講じていることは、逆に言えば、前年の倭寇侵攻がいかに大規模で、かつ明側に大損害を与えたものであるかを雄弁に物語っているし、その前年の轍を踏まないために、贖罪と引き換えに囚人まで動員して、防衛線を強固にしようとしたものと思われるのである。前年一四一八年における倭寇侵攻が、このような反応を惹起する事件であつたとすれば、その危機的状況の中で十四歳の舎人が動員されたとしても何ら不思議なことではないであらう。麴祥は、決して座したまま捕虜になつた

のではなく、戦闘に参加して、不運にも倭寇に拉致されたのである。ともあれ、一四一八年の倭寇侵攻において、父は倭寇との戦いで討ち死にし、子は倭寇に拉致されて日本に転売という悲劇を生んだのであった。

つぎに、観音保のケースを見てみよう。観音保について、秋山氏は、昭和七年（一九三二年）に発表された「倭寇」による朝鮮・支那人奴隷の掠奪とその送還及び売買」『社会経済史学』第二巻（第八号）の中で、

文安四年五月、博多の商人宗金に随つて入鮮した支那人観音保は、もと金山衛に住んでいたのであるが、十四才の時「倭寇」に捕へられ、博多（花加島）に約三十年も居た後、望郷の念から、宗金の来鮮に伴ひ、帰国を志したものであり、（三九頁）

とのべ、またその翌年に発表された前掲の「謡曲『唐船』と倭寇」の中でも、ほぼ同様の趣旨の記述がなされている。また、一九九一年に発表された関周一氏の前掲論文「倭寇による被虜人の性格をめぐって」の中でも、

世宗二十九（一四四七）年、博多商人宗金に従い、朝鮮に来た観音保は、金山衛の人であったが、十四歳の時倭寇に捕えられ、花加島（博多）に三十余年抑留されたという。（十三

頁）

と述べられている。この観音保についての記述は、『朝鮮世宗実録』卷一一六、世宗二十九年五月丙辰の条の、

礼曹啓、宗金帶來唐人観音保言、本住金山衛、年十四、被虜到花加島、留三十余年、思恋郷土、懇告宗金随来。

とあるのに依拠したものである。この『世宗実録』の記事を素直に読めば、確かに秋山氏や関氏の記述の通りであろう。しかし、観音保が金山衛に居たことの意味や十四歳という年齢のもつ意味を考えると、単にこれだけではない観音保の別な顔も浮かんでくるのである。観音保の素性や倭寇の捕虜となった背景などについては、前述の麴祥のケースを参照すれば、十分であろう。但し、前引『乾隆金山県志』には、観音保の名は見いだせない。尤も本書の職官に見えるのは百戸以上であるから、観音保の家が百戸以下であったか、あるいは観音保は通称で、本来の姓名は別であったかのいずれかに起因するものと思われる。

それでは、観音保が捕虜となったのは、いつのことであろうか。観音保自身の告白によれば、李朝世宗二十九年（一四四七年）の時点で、博多に三十余年留まっていたというから、逆算すれば、一四一七年前後のことになる。先にも述べたように、この前後で金山衛に対する大侵攻があったのは、一四一八年のことであった。

とすれば、観音保が倭寇に拉致されたのは、麴祥の拉致と同年の可能性が甚だ高いのである。最初に述べた、対馬にいた被虜唐僧が倭寇の捕虜となったのが、同じ一四一八年のことであったから、被虜唐僧と麴祥と観音保は、いずれも同じ年次の倭寇の同じ侵攻において不幸にも捕虜となったのではなからうか。もともとバラバラの事例と思われていたが、倭寇の一つの侵攻によって同時期に捕虜となり、あるものは対馬に、あるものは博多でというように、異國の地で浪々の長い月日を送ることになったもののごとく考えられ、一本の線に繋がる可能性が高いといわざるをえないのである。

- ① 秋山氏、前掲論文、六二頁。
- ② 拙稿「明代海防体制の形成について」(前掲)一七五頁。
- ③ 『正徳金山衛志』の編纂事情・内容・刊刻などの問題については、拙稿「衛志考」(『軍事史学』第九卷第二号、一九七三年、のち拙著『中国典籍研究』国書刊行会、一九七八年に収録)を参照されたい。
- ④ 清水泰次「明代軍屯の崩壊」(『史観』第五号、一九三三年、のち同氏「明代土地制度史研究」大安、一九六八年に再録)、吳晗「明代的軍兵」(『中国社会経済史集刊』五一―二、一九三七年、のち同氏「読史劄記」北京、生活読書新知三聯書店、一九五六年に再録)、解毓才「明代衛所制度興衰考」(『説文月刊』二一九―二二、一九四〇、四一年、のち包遵彭主編『明史論著四・明代政治』台北、学生書局、民国五七年に再録)、陳文石「明代衛所的軍」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第四八本第二分冊、一九七七年)など参照。

- ⑤ 拙稿「明代衛所の舍人について―衛選簿」の分析を通して」(『中央大学文学部紀要』史学科第三二号、一九八六年)。
- ⑥ 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(前掲)五四頁。
- ⑦ 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(前掲)参照。
- ⑧ 新官・旧官の区別は永楽帝が創出したもので、新官とは、洪武三二年(三五)の奉天征討つまり靖難の役において燕王麾下として参戦し、功をえて陸職した衛所官をさし、旧官とはそれ以前に陸職した衛所官および永楽元年以降功をえたものをさす、という区別がなされた。こうした区別による、舍人の優給終了年齢・襲職年齢に対する処遇の相違については、拙稿「明代衛所の新官とその子孫について―とくに優遇措置の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、一九八八年)で考察した。
- ⑨ 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(前掲)、「明代衛所の新官とその子孫について」(前掲)。
- ⑩ 拙稿「明代衛所の舍人について」(前掲)。
- ⑪ 同右。

六

以上に述べて来た三人の被虜人の存在そのものについては、秋山氏の紹介以来、とみに人口に膾炙したことであり、現在では別に目新しいことではない。ただ、本稿では、それぞれの些細な伝記的史料の中に明代衛所制度にかかわる断片的用語を見いだしたことによって、衛所制度の有り様と明の倭寇に対する政策を踏まえて、この三人の素性・倭寇の捕虜となった状況などを推察した。

それによって、従来、言及されることのなかった来歴などの側面を明らかにするとともに、この三人は、それぞれ別個に捕虜となったのではなく、一四一八年における倭寇の大侵攻において、同時に捕虜となったものと推測した。これまで、倭寇の掠奪の対象となつたのは、単に一般住民だけのように考えられているが、捕虜^①という点では、それだけでなく、軍官も当然含まれることにな

るであろう。とりわけ、海防活動を主任務とする、いわゆる沿海（衛）の衛所官軍は、直接の戦闘要員であつただけに、倭寇の捕虜になる危険性は甚だ高かつたのであり、先の三人は、その好個の事例といえよう。

① 例えば、秋山謙蔵「謡曲『唐船』と「倭寇」」（前掲）六〇頁。

（中央大学文学部教授